

策定日：令和8年4月16日

株式会社中央鑑定所 一般事業主行動計画

女性労働者が、職業生活においてその個性と能力を十分に発揮できる雇用環境を整備するとともに、すべての社員が仕事と生活の調和を図り、長く活躍できるようにするため、次のように行動計画を策定します。

1. 計画期間 令和8年5月1日～令和11年4月30日（3年間）

2. 目標と取組内容

目標：全社員の年次有給休暇の平均取得率を、計画期間中、年平均 50%以上にします。

<取組内容と実施時期>

令和8年5月～

- ・新しい行動計画について、社内ネットワークを通じて全社員に周知します。
- ・毎期初（5月）に、各自が年次有給休暇の取得計画（任意の5日以上）を策定する仕組みを継続し、計画的な取得を促進します。

令和8年10月～

- ・業務の平準化および効率化を進め、男女問わず休暇を取得しやすい職場環境の整備を行います。

毎年1月

- ・全社員の有給休暇取得状況を確認し、目標達成に向けて取得率の低い社員へ個別に取得を促します。

【これまでの実績（参考）】

前計画期間（令和5年度～令和7年度）において、期初の計画策定や取得勧奨を徹底した結果、有給休暇取得率は従来約30%弱から最高55%まで向上しました。本計画では、この成果を定着させ、安定的に高い取得水準を維持し、女性を含む全社員が長く働き続けられる環境を目指します。